

令和6年12月13日
日 本 銀 行

【概要書】

通貨及び金融の調節に関する報告書（令和6年12月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

「通貨及び金融の調節に関する報告書」の概要

I. 本報告書の位置付け等

本報告書は、日本銀行法第 54 条第 1 項に基づき、日本銀行が財務大臣を経由して国会に提出する報告書である。今回は令和 6 年 4 月～6 年 9 月分。

<参考>

日本銀行法第 54 条第 1 項

日本銀行は、おおむね六月に一回、政策委員会が議決した第 15 条第 1 項各号に掲げる事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、財務大臣を経由して国会に提出しなければならない。

日本銀行法第 15 条第 1 項

次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

- 一 第 33 条第 1 項第 1 号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更
- 二 第 33 条第 1 項第 2 号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付けに係る担保の種類、条件及び価額の決定又は変更
- 三 準備預金制度に関する法律（昭和 32 年法律第 135 号）第 4 条第 1 項に規定する準備率及び基準日等の設定、変更又は廃止
- 四 第 33 条第 1 項第 3 号に規定する手形、債券又は電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下この号及び第 33 条第 1 項において同じ。）の売買その他の方法による金融市場調節（金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節（公開市場操作を含む。）をいう。）の方針並びに当該金融市場調節に係る手形、債券又は電子記録債権の種類及び条件その他の事項の決定又は変更
- 五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更
- 六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する日本銀行としての見解の決定又は変更

II. 本報告書の概要

(経済の情勢)

1. わが国経済は、令和6年度上期中、一部に弱めの動きもみられたが、緩やかに回復した。

輸出は、横ばい圏内の動きとなった。鉱工業生産は、上期前半には一部自動車メーカーの生産・出荷停止による下押しがみられたものの、横ばい圏内の動きとなった。企業収益は改善し、企業の業況感は良好な水準を維持した。こうしたもとで、設備投資は緩やかな増加傾向をたどった。雇用・所得環境は緩やかに改善した。個人消費は、物価上昇の影響などがみられたものの、上期前半には底堅く推移したあと、上期後半には緩やかな増加基調となった。住宅投資は弱めの動きとなった。公共投資は横ばい圏内の動きとなった。

2. 物価の動向についてみると、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、既往の輸入物価上昇を起点とする価格転嫁の影響は減衰してきたものの、賃金上昇等を受けたサービス価格の緩やかな上昇が続いたもとで、2%台のプラスで推移した。予想物価上昇率は、緩やかな上昇を続けた。

(金融面の動向)

3. 短期金融市場の動向をみると、翌日物市場では、無担保コールレート（オーバーナイト物）が、7月の金融政策決定会合までの間は0~0.1%の範囲で、また7月の会合で金融市場調節方針が変更された後は0.25%程度で推移した。

債券市場の動向をみると、長期金利は、海外金利に概ね連れて、7月にかけて上昇したのち、8月初に低下し、その後は横ばい圏内となった。

株価（日経平均株価）は、7月上旬にかけて、堅調な企業決算などを背景に上昇したのち、8月初に市場センチメントが急速に悪化するなかで急落し、その後は反転上昇して、9月末には37千円台となった。

為替市場では、円の対ドル相場は、日米金利差が意識されるもとで、期間を通じてみれば、円高ドル安方向の動きとなり、9月末には142円台となった。円の対ユーロ相場も、期間を通じてみれば、円高ユーロ安方向の動きとなった。

4. 企業金融についてみると、企業の資金調達コストは、上昇したが、総じてみればなお低水準で推移した。資金需要面をみると、経済活動の回復や企業買収の動きなどを背景に、緩やかな増加を続けた。資金供給面をみると、企業からみた金融機関の貸出態度は、緩和した状態が続いた。こうしたなか、企業の資金調達動向をみると、民間銀行の貸出残高の前年比は、3%台で推移した。CP・社債計の発行残高の前年比は、1%台半ばから3%台後半で推移した。
5. マネタリーベース（流通現金＋日本銀行当座預金）の前年比は、長期国債買入れ額が減少するもとの、小幅のマイナスとなった。マネースtock（M2）の前年比は、1%台前半から2%台前半で推移した。

（金融政策決定会合における検討・決定）

6. 6年度上期中には、金融政策決定会合を計4回開催した。
金融経済情勢について、すべての会合において、「一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している」と判断した。
7. 金融政策運営面では、4月と6月の会合において、以下の金融市場調節方針を維持することとした。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

7月の会合では、金融緩和の度合いを調整することが適切であると判断し、次回会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.25%程度で推移するよう促す。

また、上記の金融市場調節方針の変更に伴い、以下のとおり、各種制度の適用利率の変更等を決定した。

- ① 補完当座預金制度の適用利率

補完当座預金制度の適用利率（日本銀行当座預金＜所要準備額相当部分を除く＞への付利金利）については、0.25%とする。

② 基準貸付利率

補完貸付制度については、その適用金利である基準貸付利率を0.5%とする。

③ 貸出増加支援資金供給等（新規実行分）に対する適用金利

被災地金融機関支援オペ、気候変動対応オペについては、貸付利率を0.25%とする。貸出増加支援資金供給については、変動金利貸付に変更のうえ、実施する。

9月の会合では、上記の金融市場調節方針を維持することとした。

長期国債の買入れについては、4月の会合において、3月の会合において決定された以下の方針に沿って実施することとした。

これまでと概ね同程度の金額で長期国債の買入れを継続する。長期金利が急激に上昇する場合には、毎月の買入れ予定額にかかわらず、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。

6月の会合では、次回会合までの長期国債の買入れについては、上記方針に沿って実施することとし、その後については、金融市場において長期金利がより自由な形で形成されるよう、長期国債買入れを減額していく方針を決定した。また、市場参加者の意見も確認し、次回の会合において、今後1～2年程度の具体的な減額計画を決定することとした。

7月の会合では、月間の長期国債の買入れ予定額を、原則として毎四半期4,000億円程度ずつ減額し、8年1～3月に3兆円程度とする以下の計画を決定した。

① 月間の長期国債の買入れ予定額を、原則として毎四半期4,000億円程度ずつ減額し、8年1～3月に3兆円程度とする。

② 来年6月の会合では、長期国債買入れの減額計画の中間評価を行う。中

間評価では、今回の減額計画を維持することが基本となるが、国債市場の動向や機能度を点検したうえで、必要と判断すれば、適宜、計画に修正を加える。また、同時に、8年4月以降の長期国債の買入れ方針について検討し、その結果を示すこととする。

- ③ 長期金利が急激に上昇する場合には、毎月の買入れ予定額にかかわらず、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。
- ④ なお、必要な場合には、会合において、減額計画を見直すこともありうる。

先行きの金融政策運営については、4月の会合では、「経済・物価の見通しが実現し、基調的な物価上昇率が上昇していくとすれば、金融緩和度合いを調整していくことになるが、当面、緩和的な金融環境が継続すると考えている。日本銀行は、2%の「物価安定の目標」のもとで、その持続的・安定的な実現という観点から、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営していく」、7月の会合では、「先行きの経済・物価・金融情勢次第であるが、現在の実質金利がきわめて低い水準にあることを踏まえると、今回の「展望レポート」で示した経済・物価の見通しが実現していくとすれば、それに応じて、引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していくことになる」と考えている。日本銀行は、2%の「物価安定の目標」のもとで、その持続的・安定的な実現という観点から、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営していく」との考え方をそれぞれ示した。

(日本銀行のバランスシートの動き)

- 8. 9月末における日本銀行のバランスシートの規模を総資産残高で見ると、753.3兆円(前年比+1.6%)となった。